

# 東証コンプライアンス四季報



平成17年春号

(株)東京証券取引所

自主規制部門

平成17年4月26日

当資料に使用するデータ及び表現等の欠落・誤謬等につきまして、当取引所はその責めを負いかねますのでご了承下さい。

## はじめに

当取引所の自主規制に係る業務は、当取引所市場における売買の執行及び決済の担い手である取引参加者の健全性・信頼性を確保するための「考査」と、相場操縦やインサイダー取引等の不公正取引を監視する「売買審査」が2つの柱であり、これらの業務を担う「考査部」と「売買審査部」が自主規制部門を構成しています。

平成16年度第4四半期（平成17年1月～3月）における自主規制部門の主な活動状況は、以下のとおりです。

### ➤ 考査部の活動状況

#### 考査の実施状況

考査の種類	内 容	社数
一般考査	過去の考査結果、行政の検査結果、前回考査からの経過日数などを考慮し、考査の必要性が高いと判断される取引参加者から順次行う考査です。	14社
合同検査	日本証券業協会と当取引所が同時に臨店して一体的に行う考査です（注）。	14社
共同考査	各地取引所と連携して行う考査です。	9社
フォローアップ考査	考査で認められた不備に関して改善報告書の提出を求めた取引参加者に対し、必要に応じて1年程度以内に改善状況の確認のために行う考査です。	なし
特別考査	法令諸規則等に違反しているおそれのある取引参加者に対し、当該事項にスポットを当てて行う考査です。	なし

（注）従前の合同検査においては、日本証券業協会と当取引所が一定期間内に連続して行っておりましたが、平成16年9月より、原則として総合取引参加者に対する一般考査については、すべて両機関が同時に臨店して一体的に行っております。

## 考査の結果

平成16年度第4四半期において、考査結果の通知を行った会社は以下のとおりです。

取引参加者名	結果通知日	措置	
		注意喚起	改善報告書
安藤証券	1月31日		
光世証券	1月31日		
成瀬証券	1月31日		
日産証券	1月31日		
三田証券	1月31日		
黒川木徳証券	3月9日		
日興シティグループ証券	3月9日		
東海東京証券	3月9日		
日興コーディアル証券	3月9日		
こうべ証券	3月9日		
金山証券	3月31日		
木村証券	3月31日		
KBC証券	3月31日		
丸和証券	3月31日		

「 」は注意喚起(考査員による口頭注意を除く。)を行ったこと、又は、改善報告書の提出を求めたことを示します。

## 不備事項の内容

不備事項	事案数
1 法定帳簿の記載不備等	6
2 信用取引委託保証金に関する不備	4
3 顧客分別金の信託不足	2(1)
4 不適正な約定訂正処理(事故報告書の未提出等)	2
5 顧客資産の一時使用	2
6 不適正な信用取引区分訂正	1(1)
7 上場前の公募又は売出し等に関する不適正な業務対応	1(1)
8 差金決済取引	1
9 不適正な自己・委託区分訂正	1
10 自己資本規制比率の算出に関する不備	1
11 新規上場規制措置違反	1
12 その他	3

注意喚起(考査員による口頭注意を含む。)を行った不備事項の内容及び事案数を示します。

( )は改善報告書の提出を求めた事案数です。

## 主な指摘内容

項 目	内 容
不適正な信用取引区分訂正	約定後の顧客の要請により現物・信用取引間の取引種別変更をしていたにもかかわらず、発注時の入力ミスとして当取引所に信用取引区分訂正申告を行っていました。
上場前の公募又は売出し等に関する不適正な業務対応	ブックビルディングに際し、得意先顧客への配分確保のため、顧客から一任を受けた営業員が株数・価格を決定して申込みをしていました。 また、配分決定に際して得意先顧客に多くの抽選権を付与して抽選を行う、不公平な配分方法を採用していました。

## ➤ 売買審査部の活動状況

### 売買審査件数

売買審査は、問題のありそうなものをふるいにかける「調査」のレベルと、「調査」の結果、問題がありそうだと判断されたものについて、詳細な分析を行う「審査」のレベルの2つに分かれています。

一方、審査の内容面においては、インサイダー取引、相場操縦、デリバティブ関係、その他の不正な行為に分類されます。

こうした分類ごとに、平成16年度第4四半期に調査・審査を行った件数を集計すると、以下のとおりです。

区 分		調査件数		審査件数	
			前年同期比		前年同期比
イン サ イ ダ ー 取 引	増 資	140	54	19	3
	自己株式取得	614	65	5	0
	株式分割	73	32	9	3
	配当異動	443	211	10	5
	合 併	24	12	3	1
	業務提携及びその解消	65	31	4	2
	業務遂行の過程で生じた損害の発生等	164	79	3	0
	決算に関する情報	408	70	8	2
	その他重要事実	590	147	39	10
	小 計	2,521	413	100	8
相 場 操 縦	増 資	213	149	0	0
	空売り	118	30	0	0
	自己株式取得	0	461	0	3
	その他価格変動	119	35	29	16
	小 計	450	307	29	13
デリバティブ関係		63	58	1	2
そ の 他		32	16	1	6
合 計		3,066	148	131	3

この集計数値は、当月中に審査を行った件数を集計したもので、前月から引続き審査を行っているもの、あるいは当月中に審査が終了せずに次月も引続き審査を行うものも含まれています。

## 注意喚起件数

売買審査の結果、不公正取引と認められる行為又はそのおそれのある行為が認められた場合については、当取引所の定款等諸規則に基づき、取引参加者や上場会社に対し、処分や注意喚起などの措置を行います。

平成 16 年度第 4 四半期に行った注意喚起の件数及びその概要は以下のとおりです。

### 【取引参加者に対する注意喚起】

項 目	主 な 内 容	件 数
注文の安易な受託・執行（相場操縦関係・委託）	特定の委託者から株価の引上げ又は維持を意図したと思われる注文を、安易に受託・執行したものの。	3 件 (1 件)
注文の安易な受託・執行（相場操縦関係・委託）	期末において、特定の委託者から株価の引上げ又は維持を意図したと思われる注文を、安易に受託・執行したものの。	1 件 (0 件)

( )内は改善報告書の提出を求めた事案数です。

### 【上場会社に対する注意喚起】

項 目	主 な 内 容	社 数
インサイダー取引の未然防止体制の不備	インサイダー取引に係る法令に対する認識が不足していたもの。	3 社

## 不公正取引等に関する情報受付

売買審査部では、相場操縦やインサイダー取引などの不公正取引に関し、一般投資者等からの情報を受け付けています。

平成 16 年度第 4 四半期における情報受付の状況は以下のとおりです。

区 分	件 数
相場操縦	137
インサイダー取引	20
その他	109
合計	266

## 未然防止通知件数

取引参加者ごとの約定形態が、「終値形成時における株価引上げ」形態など一定の売買パターンに合致した場合には、その取引参加者に「未然防止通知」を行い、コンプライアンス上、ご注意頂こうとするものです。

平成 16 年度第 4 四半期に行った未然防止通知の件数は以下のとおりです。

該当項目	件数
終値形成時における株価引上げ	151
終値接近時の買上がり	8
終値接近時の売下がり	3
合計	162

## 取引参加者等へのサポート活動

### 取引参加者等からの問合せ対応

審査部では、取引参加者から証券取引に関する法令諸規則に関するお問合せについて、売買審査部では、取引参加者や上場会社等から相場操縦やインサイダー取引に関する規制について、ご質問にお答えしています。

平成 16 年度第 4 四半期におけるお問合せの状況は以下のとおりです。

#### 【審査部】

区分	件数
信用取引	42
訂正	49
空売り	57
差金決済取引	42
法定帳簿	16
規制措置	8
その他	62
合計	276

#### 【売買審査部】

区分	件数
インサイダー取引	266
自己株式取得	37
空売り	33
受託	31
売買状況	19
公開買付け	14
信用取引・発行日取引	12
執行	12
立会外・市場外取引	11
その他	56
合計	491

## その他の活動状況

- 売買審査ワーキングパーティ（1月14日） 考査ワーキングパーティ（3月24日）

東証では、売買審査及び考査に関して専門的な議論が必要な事項や実務面で検討を要する事項などについて、取引参加者から御意見をお聞きする場として、それぞれについてワーキングパーティを設けています。

今回の売買審査ワーキングパーティにおいては、平成16年度第3四半期の業務遂行状況や個人情報保護法と証券取引所の自主規制業務との関係等について、考査ワーキングパーティにおいては、平成17年度考査計画等について、ワーキングパーティ委員（取引参加者のコンプライアンス担当者）の方々に報告し、委員の皆様より御意見を頂きました。
- 情報交換会議（1月28日）

金融庁、証券取引等監視委員会、日本証券業協会及び大阪証券取引所と、当取引所考査における最近の関心事項等をテーマとして意見・情報交換を行いました。
- ISG 総会への参加（2月24日～25日）

北米、欧州及びアジア・オセアニア各国の自主規制機関による国際的な市場監視グループである ISG（Intermarket Surveillance Group）の総会が2月24日から25日にかけて米カリフォルニアのソノマで開催され、売買審査部も参加しました。今回の会合では、ISG メンバー間による共同調査にあたっての効率的な情報交換の方法等について議論が行われました。また、各国から売買審査に関するトピック事項について報告が行われました。
- 全国証券取引所売買審査連絡会（3月11日）

実効性の高い売買審査の実現のために証券取引所間の連携強化を図る目的で、全国証券取引所売買審査連絡会を開催しました。同会議には全国の5証券取引所の売買審査実務責任者及び担当者が参加し、各取引所の売買審査状況・事例、今後の課題等について報告及び議論が行われました。
- コンプライアンス支援活動  

毎月東証において開催しているインサイダー取引規制のセミナーを3回実施したほか、3月4日には広島でもセミナーを開催しました。

取引参加者や上場会社等への研修講師派遣は、26社4団体（42回）に対して行いました。
- 業務マネジメントシステムの稼働  

売買審査の調査・審査の案件数が年々増加するなか、売買審査の一層の迅速化

を図るため、業務マネジメントシステムを開発し、本年3月に稼働させました。同システムは、調査・審査及び審査結果に基づく措置等の各プロセスにおける業務処理について適切な進捗管理を行うための支援システムです。

## ➤ 処分の状況

当取引所は、取引参加者が法令諸規則に違反したと認める場合には、当取引所の諮問委員会である「規律委員会」に諮問のうえ、過怠金、戒告、有価証券の売買等の停止若しくは制限又は取引資格の取消しなどの処分を行います。

平成16年度第4四半期（平成17年1月～3月）における処分の状況は、以下のとおりです。

日付	取引参加者名	違反事由等	処分内容	(参考)措置内容
2月22日	UFJつばさ証券	馴れ合い売買	過怠金2,000万円	自己の計算による株券の売買業務の停止（12日間）
2月22日	新潟証券	有価証券の売買等に関し、虚偽の表示をする行為、顧客から預託を受けた金銭の分別保管義務に違反する行為等、当取引所に虚偽の報告等をする行為等	過怠金5,000万円	全店舗における全ての証券業に関する業務の停止（1か月間）

以上